

第 7 章 入学検定料及び学納金

第 3 1 条 本大学院の入学志願者は、第 1 6 条に定める手続きと同時に別表（10の I）に定める入学検定料を納めなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

第 3 2 条 入学を許可された者は、学納金を指定された期日までに納めなければならない。

第 3 3 条 学納金の金額及び納付期限は、別表（10の II）に定めるところによる。

2 既納の学納金は、いかなる理由があっても返還しない。

第 3 3 条の 2 標準修業年限を超えて在学する者の学納金は減免することがある。その減免に関する内規は別に定める。

第 3 4 条 学納金の納入を怠り督促を受けてなお納入しないときは除籍することがある。